

公益社団法人米沢有為会  
米沢支部規則

第1条 本支部は、公益社団法人米沢有為会米沢支部という。

第2条 本支部は、公益社団法人米沢有為会の会員で、米沢地方に在住するものをもって組織する。

第3条 本支部の事務所は、米沢市金池5丁目2番25号に置く。

第4条 本支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 3名
- (3) 理事 20名以上35名以内（常務理事1名を含む）
- (4) 監事 3名

第5条 支部長、副支部長は理事が互選する。

2 支部長は本支部を代表し、会務を統理し会議の議長となる。

3 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代行する。

第6条 理事及び監事は会員の中から総会で選任する。

2 理事は、理事会を組織し業務の執行に当たる。

第7条 評議員は、理事会の議決で会員の中から選任する。

2 評議員は、評議員会を組織し会長の諮問事項を審議する。

3 評議員は、20名以上40名以内とする。

第8条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠による役員任期は、前任者の在任期間とする。

3 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまではその職務を行う。

第9条 本支部に顧問、相談役を置くことができる。

第10条 本支部に参事を置く。

2 参事は支部長が委嘱する。

3 参事は、支部長の指揮監督を受け庶務会計を主管する。

4 参事は、理事を補佐し会務を処理する。

第11条 本支部に次の各部を置く。

- (1) 総務部（理事会、総会、会費徴収担当）
- (2) 組織部（会員拡大、会員交流担当）
- (3) 教育部（教育功労及び小、中、高校生の表彰担当）
- (4) 産業部（産業功労表彰担当）
- (5) 文化広報部（支部だより発行担当及び会誌、名簿発行協力）

第12条 会議は総会及び理事会とする。

第13条 本支部の経費は、会費、補助金、その他の収入をもって充てる。

2 本支部の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第14条 この規則施行について必要な事項は、支部長が別に定める。

附則（制定時）

1 この規則は、昭和26年8月19日から施行する。

昭和27年8月17日 一部改正  
昭和28年8月16日 一部改正  
昭和30年8月14日 一部改正  
昭和32年8月18日 一部改正  
昭和34年8月16日 一部改正  
平成18年6月 3日 全部改正  
平成19年6月 2日 一部改正

改正附則（平成24年1月12日理事会決定）

- 1 改正後の規則は、公益社団法人米沢有為会の設立登記のあった日（平成25年7月1日）から施行する。